

障 発 第 0 5 3 0 0 0 6 号
平成 1 5 年 5 月 3 0 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長

障害者地域生活推進特別モデル事業の実施について

障害者の福祉の向上については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、今般、別紙のとおり、「障害者地域生活推進特別モデル事業実施要綱」を定め、施設に入所している障害者の地域移行及び在宅の障害者の地域生活支援を積極的に促進することとし、平成15年度から実施することとしたので、その適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。

(別紙)

障害者地域生活推進特別モデル事業実施要綱

1 目的

障害者地域生活推進特別モデル事業（以下「モデル事業」という。）は、地方公共団体における相談支援の円滑な推進を図り、地域における障害者（児）の生活支援体制を整備し、障害者（児）の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県の指定した市町村、指定都市又は中核市（以下「指定市町村等」という。）とし、複数の市町村が共同で事業を実施することも可とする。

ただし、事業の全部又は一部を、適切な事業運営ができる社会福祉法人等に委託することができる。

(1) 市町村の指定の留意点

本事業は、指定市町村等のみならず、近隣の市町村も含めた広域的かつ総合的な実施が望ましい。こうしたことから、指定市町村等においては、近隣の市町村も含めた実施を考慮し、都道府県が市町村を指定するに当たっては、障害保健福祉圏域や管内のニーズ等を勘案した上で、積極的な事業展開が期待される市町村とするよう努めること。

(2) 委託する社会福祉法人等について

委託する社会福祉法人等は、地域生活支援に積極的な取組みを行っていることが望ましい。

また、委託先に定期的な報告を求めること。

3 事業の内容

(1) 地域生活移行事業

ア 趣旨

本事業の趣旨は施設に入所している障害者の地域生活移行及び在宅の障害者の地域生活支援を積極的に促進することにある。指定市町村等が、関係市町村及び施設等と連携して、支援費対象サービス等の利用のための相談、サービス利用援助及び住居、活動の場の確保等についての支援を総合的に行うとともに、障害者が地域で生活しやすい環境づくりを推進する。

イ 実施内容

指定市町村等は、地域生活推進員を配置し、次の業務を行う。

- (ア) 関係市町村及び関係施設と連携して、入所者であって地域生活を希望する者及び引き続き地域生活を希望する者に対して、ケアマネジメントの手法を用いて、地域生活に向けた公的サービスの利用、私的サービスの利用、地域での居住の場や就労も含めた活動の場の確保等に関する相談支援を行うこと。
- (イ) (ア)のために必要となる居宅サービス提供機関、学校、就労支援機関をはじめとする関係機関等との連絡調整を行うこと。
- (ウ) 施設を退所し、地域生活を始めた障害者を定期的に訪問し、生活上の諸課題についての相談に応ずること。
- (エ) 支援費制度におけるサービスの利用等に関する苦情の受付・相談及び関係機関との連絡調整を行うこと。
- (オ) その他事業の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

ウ 事業実施における留意事項等

(ア) 地域生活推進員について

地域生活推進員は、社会福祉士等のソーシャルワーカーで障害者の相談・援助業務の経験がある者等するものとする。

(イ) 適切な機関への連携

本事業の対象者は、身体障害者、知的障害者、障害児及びその家族といった幅広いものであるが、こうした者からのニーズに応じ、ふさわしいサービス提供機関への十分な連絡調整を行う等、適切に対応すること。

(ウ) 職員の責務

- a 本事業に従事する者は、利用者及び利用世帯のプライバシーの尊重に万全を期すものとし、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- b 本事業に従事する者は、事業の果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会への参加等あらゆる機会をとらえ、相談支援技術の向上に努めるものとする。

(2) 地域生活支援ステップアップ事業

ア 事業趣旨

地域生活支援の仕組みについては、相談支援、ケアマネジメント、市町村の関与、サービス提供体制等が関連性を持つ

て発展していくことが経験的に知られている。

本事業は、各地域における地域生活支援の取組みの現状に応じ、地域生活支援の仕組みを段階的に向上させるために必要な事業を支援するものである。また、その成果を他の市町村の取組みに反映させることにより、全国的な地域生活支援の底上げを図っていくことを目的とする。

イ 事業内容

指定市町村は、別紙1の基準により地域生活の取組みの現状を分析した上で、別紙2に掲げる各分野から指定市町村等の現状に応じた数の取組み（地域生活支援をステップアップさせるために必要と判断される取組み）を行うものとする。

項目を選択する場合、既に取り組みを始めている項目についても、さらに取り組みを深めるために選択することもできることとする。

なお、地域生活支援の発展段階は、障害者が地域で生活し続けるための社会的な支援の状態について、「行政（市町村、都道府県）、当事者、当事者団体、支援団体、相談支援機関、居宅支援事業者、私的サービス提供者、医療機関、教育機関、就労支援機関等関係者が密なネットワークをつくり、個別の障害者の自立支援や地域の社会資源の状況、サービスのあり方などについて、協働して、課題を発見し、対応を協議し、解決策を見つけることができる仕組み、関係者の信頼関係や協力関係がある状態」を当面の目標として、先進事例等を踏まえ、別紙1にあるように5つの段階を設定したものである。

4 実施上の留意事項

- (1) 本事業は、地域生活移行事業及び地域生活支援ステップアップ事業から構成されているが、いずれか1つ又は2つの事業を行うものとする。
- (2) 国庫補助対象とする期間は原則として1市町村2か年とする。
- (3) 地域生活支援の発展段階は、平成15年度事業においては、平成14年度までの状態（支援費制度施行前の状態）で判断する。

発展段階に係る判断は市町村が自ら行うものとするが、現状認識を共有する観点から、地域生活支援関係者の意見を聞いた上で行うことが望ましい。

複数の市町村が協働してモデル事業を実施する場合は、当該複数の市町村の平均的な状態を基本として協議して判断するも

のとするが、先行する市町村の段階から著しく乖離しないように留意すること。

具体的には別紙1の基準に沿って、総合的に判断する。相談体制、ケアマネジメント、市町村の関与、サービス提供体制について段階が区々になることが想定されるが、状態像としての「概況」を基本としながら、総合的に判断する。

福祉事務所を有しない町村にあっては、身体障害者に係る地域生活支援の状態を中心に判断する。

- (4) 本事業実施後、地域生活支援の仕組みが、どのような契機でどのように変化したか報告すること。
- (5) 都道府県においては、障害者ケアマネジメント体制支援事業の活用等により市町村に対するバックアップ体制の構築を図ること。

5 費用の支弁

本事業に要する費用は、市町村が支弁するものとする。

6 経費の補助

国及び都道府県の補助については別に定めるところによる。

	概況	相談体制	ケアマネジメント	市町村の関与	サービス提供体制
第Ⅰ期	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が「市町村障害者生活支援事業」又はこれに類する独自事業（以下「相談支援事業」という。）を行っておらず、かつ居宅サービスの供給量が絶対的に不足している状態。 障害者及びその家族（以下「障害者等」という。）のニーズの把握が極めて不十分な状態。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が相談支援事業を行っていない。 住民から見ると専門的な相談窓口が明らかでなく、とりあえず市町村の窓口で相談に行く状態。 	<ul style="list-style-type: none"> どのような支援が必要かについての分析や、サービス調整等が行われていない。 居宅サービスが提供されている場合であっても、多くの場合、単一のサービスが提供されている状態。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村は事実上相談に来た障害者等にだけ対応している。 たとえば事業者との定期・不定期の会議がないなど地域生活支援関係者と没交渉な状態。 	<ul style="list-style-type: none"> 事実上、入所施設の実施する短期入所程度しか居宅サービスがない状態。 居宅サービスの供給量は絶対的に不足している。
第Ⅱ期	<ul style="list-style-type: none"> 第Ⅰ期と比較して、個別の在宅の障害者等のニーズを相談等により受け止めるところが出てきているが、居宅サービスの供給量は絶対的に不足しており、ニーズに十分には応えられない状態。 居宅サービスを利用している障害者は少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が相談支援事業を実施しているか否かに関わらず、障害者の入所・通所施設や当事者団体・支援団体等が、事実上相談を受け始めている。 	<ul style="list-style-type: none"> どのような支援が必要かについての分析や、サービス調整等はほとんど行われていない。 同一事業所から複数のサービスが提供され始めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者等のニーズの把握は事業者や団体が中心となっている。 市町村とそれらの事業所等との連絡会議等はあっても形式的な内容にとどまっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護、デイサービスや当事者団体・支援団体の私的サービスが提供され始めている。 居宅サービスの供給量は絶対的に不足している。
第Ⅲ期	<ul style="list-style-type: none"> 第Ⅱ期と比較して、相談等を通じて在宅の障害者等のある程度まとまったニーズが明らかになってきて、これに応えるために公私のサービスが増え始めているほか、市町村と地域生活支援関係者とのやりとりが増え、本格的な連携も出始めている状態。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が相談支援事業を実施するとともに、居宅介護をはじめとする居宅サービスも実施し、相談等を通じて明らかになってきた在宅の障害者等のニーズに応えよう 	<ul style="list-style-type: none"> 個別のケースに対応するための、複数の関係者が集まるプラン会議は開催されておらず、相談を受けた事業所等が有するサービスを組み合わせた支援プランが作成さ 	<ul style="list-style-type: none"> 個別のケースについて、相談支援事業を実施する事業者等と市町村が適宜相互に相談や調整をしている。 市町村も個別のプラン会議に参加するなど、連携が行わ 	<ul style="list-style-type: none"> 公私の居宅サービスの種類又は公私の居宅サービスを提供する事業所等は増えている。 居宅サービスの供給量は十分ではない。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援事業や居宅サービスを実際に利用している者は、市町村の障害者等の一部に事実上限られており、全体像の把握が課題となっている状態。 	<p>としている。</p>	<p>れている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 同一事業所から複数のサービスが組み合わさって提供されているが、相談を受けた事業所等以外の事業所等に対してサービス提供依頼が始まっている。 	<p>れ始めている。</p>	
第Ⅳ期	<ul style="list-style-type: none"> ● 第Ⅲ期と比較して、市町村と事業所や団体との連携が強くなってきて、個別のケースについてケアマネジメント手法によりニーズへの対応が相当程度なされている状態。 ● 地域全体のニーズに対応するため、必要なサービスの種類や内容等に関するサービス連絡調整会議が開催されている状態。 ● 相談支援事業や居宅サービスを実際に利用している者が市町村の障害者等の相当部分に及ぶか、市町村の障害者等の実態について網羅的に把握する取組みが始まっている状態。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村が相談支援事業を実施するとともに、在宅の障害者等の相談とニーズを確実に受け止められるようになってきている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 個別のケースについて、相談支援事業を実施する法人、市町村及び当該法人以外の関係者（医療機関、教育機関、就労支援機関、ボランティア関係者等）が入ったプラン会議が開催され、定期的にモニタリングが行われるなど、ケアマネジメント手法による対応が行われている。 ● プラン会議に参加した複数の事業所等からサービスが提供されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 個別ケースについて、必要に応じて市町村が確実に関与する体制ができている。 ● 市町村と管内の関係者の連携が密になってきて、地域生活支援関係者によるサービス連絡調整会議が開催され、そのような中から新たな公私の居宅サービスが生まれ始めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公私の居宅サービスの種類又は公私の居宅サービスを提供する事業所等がいっそう増えている。 ● ニーズに相当程度応えられるようになってきている。

<p>第Ⅴ期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 第Ⅳ期と比較して、それまでの個別ケースへの対応を基礎として、管内の障害者全体への対応が強まるとともに、障害者等のエンパワメントや権利擁護の視点が強まっている状態。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村が相談支援事業を実施するとともに、在宅の障害者等の相談とニーズを確実に受け止められるようになってきている。 ● 相談支援事業が、居宅サービス事業所から分離独立して行われるようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 同上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村が関係者と連携して、障害者等の実態を網羅的に把握する取組みが進んでいる。 ● 実態に基づき計画的にサービスが整備される体制や、関係者のサポート及び協力体制が整備される。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公私の居宅サービスの種類又は公私の居宅サービスを提供する事業所等は基本的に揃っている。 ● ニーズに確実に応えられるようになってきており、サービスが計画的に整備されている。
------------	---	---	--	--	---

	現状分析に基づく市町村の 地域生活支援の段階		
	I期又は II期	III期	IV期又は V期
<p>[分野1：相談体制]</p> <p>① 障害者の居宅サービス提供事業所と一体的に運営される相談窓口を設置する場合 (注) IV期又はV期にある市町村はこれを選ぶことはできない</p> <p>② 障害者の居宅サービスを提供せず、相談支援のみを実施する事務所であって、当該事業所と居宅サービスを提供する事業所が密接に協働する場合</p> <p>③ 総合的に居宅サービスを提供する事業所から相談窓口を独立させる場合</p> <p>④ 身体障害、知的障害、精神障害の三障害について(物理的に又は運営主体が)異なる相談窓口を地域内に設置する場合であって、どの窓口でも三障害に係る第一義的な相談(専門的な相談を除く)ができる体制を整備する場合</p> <p>⑤ 一本化された三障害総合相談窓口を設置する場合</p> <p>⑥ 拠点となる相談支援事業所と基幹型在宅介護支援センター等をブランチとした相談ネットワーク体制を構築する場合(当該基幹型在宅介護支援センター等の本来事業に支障のないようにすること)</p>	1つ	1つ	1つ
<p>[分野2：ケアマネジメント]</p> <p>① 相談支援事業を行う者が、個別の利用者の生活を支えるという視点からそのニーズに応えるため、公的サービスのみならず、私的サービスの活用や医療機関、教育機関、就労支援機関等との協力を含んだ個別の支援プランを作成する場合</p> <p>② 支援プラン作成のプロセスに当事者(当事者が困難な場合にはその家族)が参加して行うか、相談等と同じ障害を有する者が主体的に関与して行う場合</p> <p>③ 個別の支援プランの作成の過程で必要になるプラン会議を、相談支援事業を実施する法人と同一法人の職員及び行政関係者以外に、医療機関、教育機関、就労支援機関、私的サービス実施者、ボランティア関係者等の参加を得て開催し、具体的に調整を行う場合(ごく少数のケースのみ行う場合や、一般的な状況報告を行う場合を除く。)</p> <p>④ 一旦作成した支援プランについて、少なくとも6ヶ月に1回は見直しの可否を検討する</p>	1つ	3つ	4つ

<p>場合</p> <p>⑤ ケアマネジメントに携わる職員について、そのレベルアップを図るため、定期的にケアマネジメント手法に関する研修を行う場合</p>			
<p>[分野3：市町村の関与]</p> <p>① 市町村が相談支援業務を委託している場合にあつては、支援プランの作成に市町村職員が参加し、地域の実情を把握する場合 (注)Ⅳ期又はⅤ期にある市町村はこれを選ぶことはできない</p> <p>② 市町村が障害者に係る台帳を整備し、サービスの利用状況の有無をはじめとして支援の状況を把握する場合</p> <p>③ 実情のわからない障害者について、関係機関が分担して訪問などにより実態調査するなど、管内の障害者の実態を可能な限り網羅的に把握する場合</p> <p>④ 地域の関係者(当事者、家族、公的サービス事業所、私的サービス提供者、医療機関、教育機関、就労支援機関、行政等)の参加により、新たな公私のサービスの必要性の検討など地域生活支援システムを創り出すための連絡調整会議を開催する場合</p> <p>⑤ 地域のニーズを踏まえ、新たなサービスを実験的に実施するため、地域生活支援に関わる社会福祉法人、NPO等に対して、他の地域における同種のサービスの実施状況等に関する情報提供、助成等の支援を行う場合</p> <p>⑥ 複数の市町村が、障害保健福祉圏域などにおいて本事業に共同して取り組む場合</p>	2つ	2つ	2つ

(注) 本事業の趣旨に合致する市町村の取組みであつて上記の項目に合致しないが同程度の水準を有すると考えられるものがある場合には、個別に協議の上、上記の項目に振り替えて実施することもできることとする。